

第166回通常国会提出法案

第166回通常国会提出法案の概要（社会保障関係）

厚生労働省

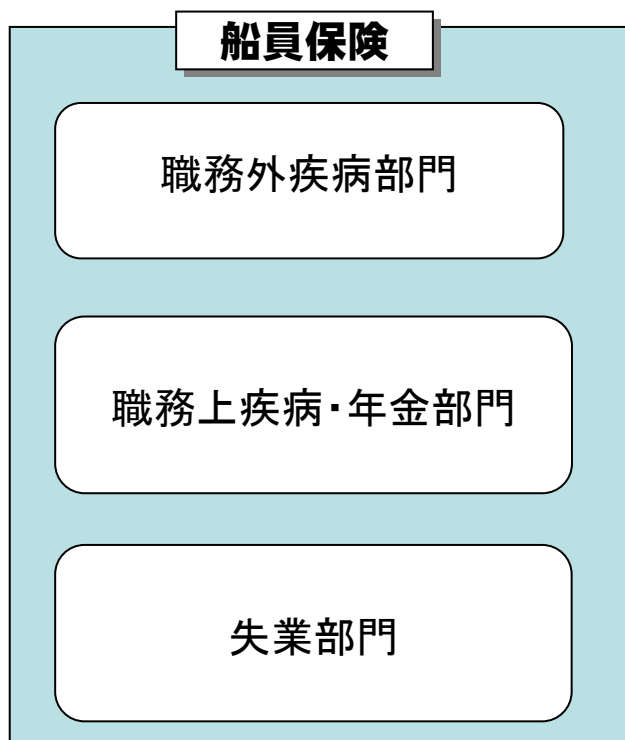
- ①雇用保険法等の一部を改正する法律案（船員保険法部分） . . . 1
- ②国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 . . . 2
- ③児童手当法の一部を改正する法律案 . . . 3
- ④戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 . . . 4
- ⑤社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案 . . . 5
- ⑥社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案 . . . 6
- ⑦消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案 . . . 7
- ⑧日本年金機構法案 . . . 8
- ⑨国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案 . . . 9
- ⑩被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（仮称） . . . 10

船員保険制度の見直しについて

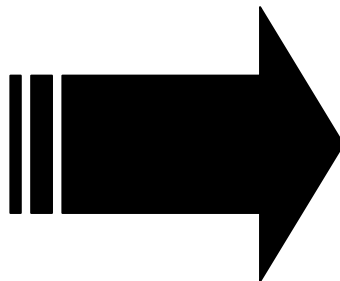
（「雇用保険法等の一部を改正する法律案」における船員保険法の改正の概要）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏まえ、船員保険事業のうち職務外疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正を行う。

〔現行制度〕

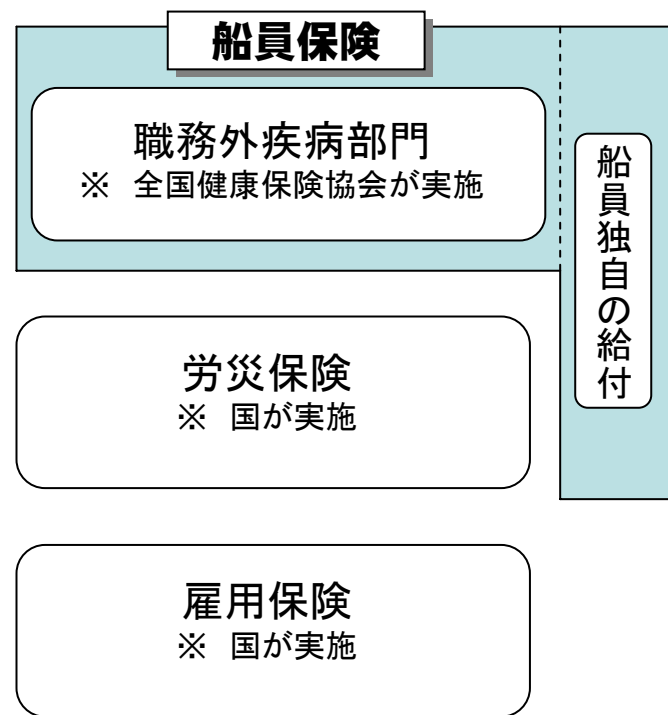


○労災保険・雇用保険と統合し、独自給付は職務外疾病部門と一体的に実施



○船員保険特別会計は廃止

〔見直し後〕



※ あわせて、雇用保険法改正に伴う改正（失業等給付の見直し、国庫負担の見直し等）のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率（被保険者負担分に限る）の引下げを平成19年4月より実施予定。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

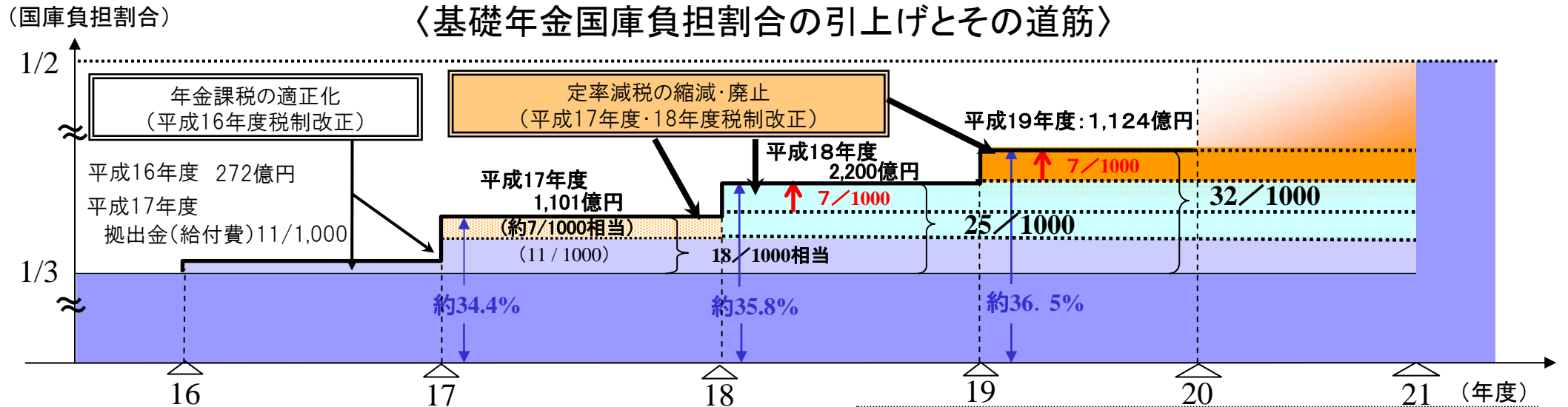
平成19年度以降における基礎年金の国庫負担割合を引き上げるための所要の改正を行うもの。

1 概要

基礎年金の国庫負担割合2分の1に向けて、平成17年度及び平成18年度に引き続き、平成19年度の国庫負担割合を引き上げる。

[平成18年度] $1/3 + 25/1000$ $\xrightarrow{+7/1000}$ [平成19年度] $1/3 + 32/1000$
 (平成19年度引上げ分)

2 施行期日 平成19年4月1日



【年金改正法附則第15条】
 平成17年度及び平成18年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

【年金改正法附則第16条】
 特定年度(国庫負担割合が2分の1に完全に引き上げられる年度)については、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までのいずれかの年度を定めるものとする。

児童手当法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円とする。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(現 行)

(改正案)

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円



月額1万円 (倍 増)
月額1万円 (現行どおり)

施行日:平成19年4月1日 (最初の支給月 6月)

※ 所得制限あり(政令事項) サラリーマン家庭の標準4人世帯で年収860万円(現行どおり)

(参考) 3歳以上小学校修了前の児童の養育者に対する
児童手当 (現行どおり)

・支給額: 第1子、第2子 月額 5千円
 第3子以降 月額 1万円

・所得制限あり (上記と同じ)

※ 平成19年2月9日 国会提出済み (閣法第24号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の概要

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等の額を、恩給の改定に準じて引き上げる等の改正を行う。

(平成19年10月1日施行)

1 遺族年金（遺族給与金）の額を、恩給の改定に準じて引き上げる。（以下は、年金額の改定例）

- | | (現行) | (改正案) |
|---|------------|--|
| ① 公務死の場合 (例:戦闘により死亡) | 1,962,500円 | → 1,966,800円 恩給の公務扶助料に係る遺族加算の引上げ(4,300円)に準拠。 |
| ② 勤務関連死の場合 (例:内地で疾病により死亡) | 1,559,500円 | → 1,573,500円(平成19年10月からの1年間は1,568,700円) 恩給の特例扶助料及び遺族加算の引上げ(14,000円)に準拠。平成20年10月までの2年計画で引き上げ。 |
| ③ 平病死(公務軽症)の場合 [例:戦闘による軽症の戦傷病者がその傷病以外の理由で死亡] | 503,750円 | → 557,600円(平成19年10月からの1年間は514,550円) 恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ(53,850円)に準拠。平成23年10月までの5年計画で引き上げ。 |

2 援護法による年金の額について、次のような自動改定の制度を導入する(なお、平成19年度については、据置き)。(恩給の改正と同様の措置)

平成19年度以降の年金額水準について、過去の据置き分につき調整措置を講じた後、公的年金の引上率により自動的な改定を行う。

3 国の年金支給事務の簡素化のため、援護法による年金の過誤払による返還金債権と年金の支払債務の調整(相殺)を行うことができることとする。(恩給の改正及び公的年金と同様の措置)

(参考1) 援護法と恩給法の関係

| | 援護法 | 恩給法 |
|-------|------------------------------------|------------|
| 支給対象者 | (軍人・)軍属・準軍属とその遺族 (軍人は恩給法非該当者のみ) | 文官・軍人とその遺族 |
| 退職給付 | — | 普通恩給、普通扶助料 |
| 障害給付 | 障害年金 | 増加恩給等 |
| 遺族給付 | 遺族年金(遺族給与金) | 公務扶助料等 |

(参考2) 援護年金受給者数及び平均年齢(平成18年12月末)

| | (受給者数) | (平均年齢) |
|-------------|---------|--------|
| 障害年金 | 2,532人 | 80.0歳 |
| 遺族年金(遺族給与金) | 21,918人 | 88.2歳 |
| 合計 | 24,450人 | |

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の概要

- 社会保障制度の二重負担の解消や老齢年金に関する保険料の掛け捨ての防止を目的として、日本国が締結する社会保障に関する二国間協定を迅速かつ機動的に実施するため、これまで相手国ごとに制定してきた厚生年金保険法等の特例法の内容を網羅した包括的な法律（「包括実施特例法」）を制定する。
- 包括実施特例法の制定により、①社会保障協定の発効までの過程が迅速化され、②多数国との積極的な協定締結に向けた機動的な交渉が可能となることにより、協定締結の加速化が実現。

